

[事案 22-69] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 1 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

変額年金保険に関する募集人（銀行員）による重要事項の説明不足等があったとして、中途解約返戻金と既払込(一時払)保険料の差額の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年に夫が死亡し死亡保険金が銀行口座に振り込まれたことなどから、募集代理店である銀行から勧められ 22 年 1 月、変額個人年金保険（保険料一時払）に加入したが、勧誘時に募集人（銀行員）の説明不足、虚偽の説明があった。また、夫が死亡した以降うつ病になっていて、その事実は募集人にも伝えていた。

その後、同年 7 月に同保険を解約し解約返戻金を受け取っているが、下記により、既払込(一時払)保険料と解約返戻金の差額を支払って欲しい。

- (1) 募集人に「短期（約 1 年）で元本保証のある金融商品」と依頼したのに、申立契約は運用期間 10 年の生命保険であり、そのような説明はなかった。
- (2) 募集人は、「110%の一番低い設定目標にして、早ければ、1 年ではなく、3 ヶ月又は 6 ヶ月の時点でも少しでも上がっていれば、同銀行でもっと良い商品も出るので、すぐに移行できる」と説明した。
- (3) 募集人は、パンフレットを使用し「債券とか株で運用します」といった安易な説明しかしておらず、リスクや中途解約に伴う手数料（解約控除）の説明が全くなかった。

<保険会社の主張>

募集代理店および募集人に対する募集時の経緯等の調査を行った結果、申立人の主張するような事実はなく、申立人の要求に応ずることは出来ない。

(1) 運用期間の説明について

募集人は、募集時に、申立人の適合性や意向のヒアリングおよび「ご相談シート」によって確認しており、「短期で預けられるもの」と限定して金融商品の提案を依頼されてはいない。また、募集人は、「契約締結前交付書面」を使用し、申立契約の運用期間が10年であることを説明している。一方、申立人は、「運用期間10年」と明記された「契約申込書」に署名・押印し、また、募集人から商品のしくみ・特徴について説明を受けたことや、提案された内容(運用期間10年)でよいことについて、契約申込書の確認書欄への押印や「意向確認書」へのチェックおよび署名により認めている。

(2) リスクの説明について

募集人は、契約締結前交付書面を使用して中途解約リスク等を説明しており、解約時についての質問があった際も「運用状況が悪い時に解約すると元本割れし、解約控除が生じる場合がある」旨回答をしている。一方、申立人は、募集人から説明を受けたことや、中途解約時に解約払戻金が一時払保険料を下回るリスクがあること、解約控除が生じること

を確認したことについて、契約申込書の確認書欄への押印や意向確認書へのチェックおよび署名により認めている。

(3) 諸費用(手数料)の説明について

募集人は、契約締結前交付書面を使用して「運用期間中」や「運用成果確保時」、「運用成果を確保する前に解約・積立金の一部を引き出した場合」の費用をについて説明した。一方、申立人は、募集人から諸費用等について説明を受けたことについて、意向確認書にチェックをしたうえで署名をしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を法的に構成すれば、要素の錯誤（民法 95 条本文）による申立契約の無効もしくは詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）を主張するものと考え、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき下記のとおり審理した結果、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 本件を検討するに、以下のような事実が認められる。

- (1) 申立人自身が記入し、署名している「契約申込書・告知書・確認書」には、「運用期間 10 年」と明記され、「年金支払期間（保証期間）」には「10 年」にマル印が付けられ、「死亡保険金受取人」として長男と記入している。
- (2) 募集人が、申立人に対し、簡易パンフレットを利用しながら商品内容の説明を行ったことは申立人も認め、簡易パンフレットには、①運用期間は 10 年で年金原資（一時払保険料相当額）が保証されるためには運用期間満了まで運用することが必要であること、②一時払保険料は株式と債券を組み合わせた特別勘定で資産運用されること、③価格変動リスク・金利変動リスク等の投資リスクがあること、④運用実績及び契約者が負担すべき費用により、解約払戻金等の金額が一時払保険料の額を下回り、損失が生じるおそれがあること、⑤運用期間中に契約者が負担すべき費用、契約日から 6 年未満に解約する場合には所定の解約控除がなされること、等が明記されている。
- (3) 申立人が署名している「意向確認書」には、①運用期間等は提案の内容でよいか、②本件商品は運用実績に応じて解約払戻金額等が変動すること、運用期間中の投資リスクが契約者に帰属することを理解し了解したか、③本件商品は中長期の継続を前提とした変額個人年金保険であること、中途解約した場合の解約払戻金額は運用実績及び所定の諸費用の控除により一時払保険料を下回る可能性があること等を理解し了解したか、等という確認事項が記載されており、申立人はいずれの事項にも「はい」とチェックしている。

2. 上記事実に照らすと、申立人の主張するような事実を認めることはできず、下記理由により、「要素の錯誤」（注）の存在や、「詐欺」を認めることはできない。

- (1) 申立人は、募集人から、簡易パンフレット中の目標値と特別勘定の円グラフの箇所以外には、特にリスクについては全く説明を受けていないと述べるが、募集人が上記簡易パンフレットを利用しながら、目標値と特別勘定の円グラフ以外の箇所について全く説

明をしないことは、常識的に考えられない。また、申立人は生命保険だとは思っていなかったと述べるが、前記のような事実から考えて不自然である。

- (2) 申立人は、申立契約の申込み当時、パニック状態と不眠症とうつ状態が酷かったと述べ、これは法律的には、意思能力（正常な判断能力）を喪失していたとの主張と解されるが（意思能力がない状態でなされた法律行為は無効）、仮にパニック状態と不眠症とうつ状態にあったとしても、それが直ちに意思能力の喪失につながるわけではなく、他に意思能力の喪失を疑わせるような事情は窺われない。

（注）「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味する。